平成２５年（フ）第１１号
大阪府茨木市星見町４番５号　ルイシャンス１―701号、開始決定時の住所長野県飯田市松尾代田1860番地
破産者　佐々木房子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１１５５号
堺市北区新金岡町３丁５番９―302号
破産者　竹若　修治
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９７０号
大阪府藤井寺市大井５丁目11番49号、前住所大阪府藤井寺市小山３丁目148番地の１
破産者　ふじ工務こと　山田　雅行
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１９０号
大阪府松原市河合１丁目７番２号
破産者　佐々野重男
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
山口市維新公園１丁目11番15号
破産者　岡崎　　潔
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
愛媛県今治市玉川町長谷甲901番地
破産者　大河　久志
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５０７号
福岡市早良区星の原団地12番503号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区小田部２丁目19番１号
破産者　鈴木ゆかり（旧姓江口）
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８号
大分市高城西町８番16号　松栄ハイツ103
破産者　河野　庄児（旧姓中川）
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
鹿児島県枕崎市旭町74番地
破産者　濵村　喜英
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６０号
山形市双葉町２丁目１番20―103号　サンコーポ双葉、開始決定時の住所山形市大字大森990番地21
破産者　片桐　　孝
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５１号
川崎市多摩区東生田２丁目１番17号　ガーデンハイツ向ヶ丘101
破産者　熊谷　正美
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６２６号
札幌市白石区栄通５丁目１番３―301号
破産者　梅田　康彦
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３６号
北海道千歳市駒里2216番地
破産者　芦谷　弘美
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
栃木県小山市城東７丁目22番31号　横塚住宅西、従前の住所栃木県小山市犬塚５丁目８番地16
破産者　諏訪　弘子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６８５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１―17―７　コーポベルウッドⅠ202号室、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生茜町９番地８　１Ｆ
破産者　山田　一夫
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
埼玉県越谷市宮前１丁目５番地８　ルシェルクレール305号、旧住所埼玉県越谷市大字大房918番地１　801
破産者　山川　陽子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
愛知県稲沢市下津下町東１丁目128番地
破産者　船曳電気工事こと　船曳　　進
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部